

令和4年8月  
(第25回)

南大隅町農業委員会  
定例総会 議事録

令和4年8月25日(木曜日)

令和4年8月南大隅町農業委員会定例総会 議事録

1 開催日時 令和4年8月25日(木曜日) 午後9時00分～午前11時00分

2 開催場所 南大隅町役場 本庁

3 (1) 出席委員(11人)

会 長	13番	橋 口 初 男
委 員	1番	山 之 口 勝 一
〃	2番	北 之 口 洋 一
〃	3番	富 田 良 成
〃	5番	後 藤 望
〃	6番	淵 脇 耕 二
〃	7番	溝 田 耕 一
〃	8番	東 山 崎 勝 一
〃	9番	吉 永 一 雪
〃	10番	田 淵 哲 朗
〃	12番	横 原 洋 伸

4 農業委員会事務局職員

事務局長 新保 哲郎  
事務局主幹兼係長 中村 玲子  
事務局書記 中島 大貴

5 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第81号 農地法第3条の規定による許可申請について  
議案第82号 農地法第5条の規定による許可申請について  
議案第83号 非農地証明願いに係る証明について  
報告第84号 農業振興地域計画の変更について  
議案第83号 農地経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による  
農用地利用集積計画の決定について

## 6 会議の概要

議長： ただいまから、令和4年8月南大隅町農業委員会定例会総会を開会いたします。  
本日の定例会の出席委員は11名です。12名中11名の出席されておりますので総会  
は成立しております。

農地利用最適化推進委員については、8名の出席でございます。  
次に、南大隅町農業委員会会議規則第14条第2項に規定する議事録署名委員の指名  
ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長： それでは、8番の東山崎委員と9番の吉永委員の両名を指名します。  
本日の会議書記には事務局職員の中村氏と中島氏を指名いたします。  
以上で日程第1を終わります。

議長： 次に、日程第2の議案の上程に入ります。  
議案第81号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題と致します。  
許可申請は1件です。それでは、事務局より議案の説明を求めます。

事務局： 農地法第3条の許可申請は、所有権の移転に関するものが1件でございます。

(2ページ 議案第81号の議案書、別添の集計表読み上げ)

4ページ、5ページ受付番号1号の資料については、それぞれお目通し下さい。

また、別添の調査書についても、それぞれ審議の際にご覧いただきたいと思っております。

議長： ありがとうございます。  
ここは、私の担当地区ですので報告します。

22日谷口委員と現地調査を致しました。〇〇集落内です。〇〇公民館とありますが  
〇〇地区の集会施設とは違います。〇〇集落という所があります。そこから北西へ5  
00m程、行った所でございます。現地はみかんが数十本植栽されておまして周辺  
部には大名竹が大変多い所ございまして、防風竹のように大名竹が茂っておりました。

〇〇氏は現在、〇〇で勤務されていますが土日の空いた時間を活用して現地管理をし  
たい。贈与ですので伯父さんからの譲り受けという事でございます。退職後、自分の  
農地を活用してやっていきたいとの事で3条申請について何ら問題はないと考えま  
す。

農業委員、推進委員問わずご意見、ご質問等ありませんか。地区担当の野村推進委員、  
何かご意見等ありましたらお願いします。  
ありませんか？

議長： よろしいですか。それでは、受付番号1番について農地利用最適化推進委員のご判断をいただきたいと思えます。推進委員の皆さんにお伺いします。受付番号1番について、許可やむなし。とされる方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長： ありがとうございます。  
全推進委員、「許可やむなし」でございます。  
それでは、農業委員による採決をいたします。ただ今の推進委員の挙手状況を踏まえ、議案第81号受付番号1番について許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長： 全員賛成ですので、議案第81号受付番号1番は許可することに決定いたします。

次に議題第82号「農地法第5条の規定による許可申請について」議題と致します。  
許可申請は2件です。なお、受付番号1番と2番は関連がありますので、一括で審議致します。

それでは、事務局より説明をお願いします。

事務局長： それでは6ページの議案第82号の議案書をご覧ください。

議案書をもとに説明致します。

(6ページ 議案第82号の議案書の読み上げ)

受付番号1番の資料については7ページから13ページまででございます。

転用目的は、住宅建設に関するものです。

受付番号2番の資料については、14ページから21ページまででございます。

転用目的は住宅建設工事に関する一時転用です。

それぞれお目通しください。なお、農地の区分と転用目的は問題ないと考えますので、よろしくをお願いします。

議長： ありがとうございます。ここで、地区担当委員の現地調査の報告を求めます。

5番： 5番後藤です。8月19日朝9時より譲受人の父で譲渡人の〇〇さん、橋口会長、富田委員、大内山委員、事務局2名と私とで現地調査を行いました。

現地は国道〇〇号線〇〇付近の町道を〇〇集落内に約300m入った所にあります。

A番地、B番地、どちらも〇〇さん宅の隣りにあります。A番地は〇〇さんが家庭菜園としてB番地は〇〇さんの娘夫婦がじゃがいもを1年に1回作っています。

調査の意見としまして住宅の横でありA番地は譲受人が住宅を建てるとのこと、B番地は住宅を建てるための通路にするとのこと。どちらも正当な理由であり許可することは妥当と考えます。

ご審議のほどよろしくお願いします。

議長： ありがとうございます。

ただいま担当委員より説明がありました。これより質疑に入ります。農業委員、推進委員問わず、ご意見、ご質問等ございませんか。

地区担当の大内山推進委員、何かご意見等ありましたらお願いします。

議長： よろしいですか。それでは、受付番号1番2番について農地利用最適化推進委員のご判断をいただきたいと思います。推進委員の皆さんにお伺いします。  
受付番号1番について、許可やむなし、とされる方は挙手をお願い致します。

(全員挙手)

議長： ありがとうございます。全推進委員、許可やむなし。でございます。  
それでは、農業委員による採決をいたします。ただいま、推進委員の挙手状況を踏まえ、議題第82号受付番号1番2番について許可される方は挙手をお願い致します。

(全員挙手)

議長： 全員賛成ですので、議題第82号受付番号1番については、許可相当として県知事に意見を送付いたします。

議長： 次に議題第83号「非農地証明願いに係る証明について」を議題と致します。申請件数は1件です。それでは事務局より議案の説明をお願い致します。

事務局長： それでは、22ページの議案第83号の議案書をご覧ください。  
今月の非農地証明願いに係る証明の申請は1件です。

(22ページ 議案第83号の議案書の読み上げ)

受付番号1番の資料については、23ページから25ページです。  
それぞれ御目通しください。よろしく申し上げます。

議長： ありがとうございます。ただ今、事務局より報告がありましたが担当委員の現地調査の報告を求めます。簡潔に申し上げます。

9番： 9番吉永です。申請地は、県道〇〇線の〇〇自治会より北に1Km ぐらい行った旧〇〇工場の入口にあり、40年位前までは、畑として甘藷等を栽培していたが、〇〇工場ができたと同時に〇〇用のこくず置き場として一部は貸し、残地についてはそのまま放置していたため、山林化してしまった状態です。  
調査の意見としましては申請地の一部は、のこくず置き場として貸していたため、表面はコンクリートで覆われていることや、40年以上耕作していないこと等を考え非農地証明は問題ないものと考えます。  
ご審議の程、よろしく申し上げます。

議長： ありがとうございます。  
ただ今、事務局及び担当委員の報告がありましたが、これより質疑に入ります。農業委員、推進委員問わず、ご意見、ご質問等ございませんか。  
担当委員の瀬戸山推進委員、何かご意見等ありましたら申し上げます。

議長： よろしいですか。それでは、農地利用最適化推進委員の判断をいただきたいと思えます。推進委員の皆さんにお伺いします。受付番号1番について、許可やむなし。とされる方は挙手をお願い致します。

(挙手)

全推進委員、「承認やむなし」でございます。

それでは、農業委員による採決をいたします。ただ今の推進委員の挙手状況を踏まえ議案第83号受付番号1番について許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長： 全員賛成ですので、議題第83号受付番号1番について、非農地として承認することに決定いたします。

次に議案第84号「農業振興地域整備計画の変更に係る意見について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局長： それでは26ページの議案第84号の議案書をご覧ください。  
農業振興地域整備計画の変更に係る意見については1件です。

(26ページ 議案第84号の議案書の読み上げ)

受付番号1番については、太陽光発電施設を設置する為の用途区分変更でございます。資料は27ページから33ページまでです。

それぞれ御目通しください。よろしく申し上げます。

議長： ここは私の担当地域でございます。

現地調査の報告をいたします。

8月22日午前9時より溝田委員、谷口委員、事務局と現地を調査いたしました。現地は杉林になっておりまして、現在、伐採の途中でございました。

6月に申請が上がったのですが、この現地を6月に調査をいたしました。

〇〇のA番地です。ここについてはですね〇〇地区集会施設から〇〇集落に通じる町道の途中にございまして、〇〇地区集会施設から500m程度、〇〇集落の所にあります。ここはですね、下に農道が通っておりましてその農道と町道に挟まれたような傾斜地でございます。そういった状況で6月の段階でも問題はないと結果を出した所ではあるんですけども、この下に、図面を見て頂ければ分かりますが申請地B番地というのが町道になります。その下に農地がありましてその下にまた農道があります。この農地はよく耕作をされておりまして、申請地の農地から4mくらい下がった所にございます。そういった事で排水をするという事が書いてあったんですけど農業委員としてはこの農地も守らないといけないという事で排水施設が配管の施設を要望しました。そういう事で今月の申請になったわけですけど第2の計画として同一着工でやってくれと、そうしないと災害が起きてからどうこうだと言っても問題になるから同一着工で配管施設を組んで計画して下さいと要望を出したところでございました。

申請については問題はないんですが下に農地があったものですから申請という事になりました。それと農地を通るという事で3条の利用権の発生も生じるだろうという事、そして道路側の許可も必要という事でございます。道路側については、町のご判断という事でございます。農地については本人より承諾を得ているという事でしたので今後、着工に入るには問題ないのかなという風に考えております。

以上で報告を終わります。審議の方をお願い致します。

議長： それでは、これより質疑に入ります。農業委員、推進委員問わず、ご意見、ご質問

等ございませんか。

地区担当の谷口推進委員、何かご意見等ありましたらお願いします。

事務局： 8月22日に会長と事務局もついて現地確認をして会長が報告された通りでございますけれども(株)〇〇さんの方には行政書士からまたお電話がきたので農業委員会としてはこの土地については山林という事で何の問題もないので建設については大丈夫という事ではあるのですけれども今、会長が言われた通り下に農地があるのでそこについては3条申請を出して頂いて区分地上権という事で利用権設定をして下さいという事でお話してあります。また当初、農業委員会の許可が下りてから道路占用許可申請を出すと言われたんですけれども、これについても建設課に確認した所、道路占用許可申請については早い案件で1か月、遅い案件で1年かかるとい事でしたので、そこについても農業委員会の許可が下りてからという事ではなく建設課の方にも町にも道路占用許可申請という事で提出をして下さいと言ってありますので今後、誓約書32ページの誓約書がこちらに示した通り、もし周辺の農地に何か影響を与える事があれば、農業委員会としても指導していかないとはいけないかなという事でお伝えしてありますので、現状という事で今、お話しした所です。以上です。

議長： ありがとうございます。付け加えて説明して頂きました。  
何かご質問等ございませんか。

5番： 農業委員会として指摘を受け入れて頂いた良いケースだと思うんですけども、最後、例えば枡とかがちゃんと完成しているか、とかの確認は誰がする事になっているんですか？

議長： 現在まであまりこういって事について、苦情が出てくれば現状は調査をしたりしますけれども、現在まではそんなに件数は多くないという状況ですね。〇〇地区にゴルフの打ちっぱなしがありましたけど、あの東側が太陽光で開発した所でありまして、農地じゃなかったものですから下が山林になっておりまして、この排水について調査に行ったような状況でした。色々ですね5条申請がある中で、やっぱり後も担当委員あたりよく現状を見て頂きたいというのものもあるようです。現状を見てみると、5条申請で水田に住宅が建ったりしてきましたけど、水路敷地までギリギリまでブロックで積み上げるそういう状況が〇〇地区ではよく見受けられています。他の地区でも皆さん方も気づいていらっしゃるかもしれませんが、やはり支線用水路になっていたりしますので再度、工事をしなければいけないという時に、問題が起きないようにしなければいけないのかなと、今回、申請があった時に総会后、許可を出しますけれども進捗状況を調査してもらった方が良いのかなと思ったりします。  
よろしいですか。

事務局長： はい。今の件につきまして、道路占用許可申請を建設課に出して頂く形になりますので、それができ次第、建設課の方でする部分もありますし、その所については農業委員会としても確認をしていきたいと思っておりますのでよろしくをお願いします。

議長： 他に何かございませんか？  
よろしいですか。はい。それでは受付番号1番について農地利用最適化推進委員の判

断をいただきたいと思います。  
推進委員の皆さんにお伺いします  
受付番号1番について、承認やむなし。とされる方は挙手をお願いいたします。

(挙手)

ありがとうございました。  
全推進委員、承認やむなし。でございます。  
それでは、農業委員による採決をいたします。ただ今の推進委員の挙手状況を踏まえ、議案第84号受付番号1番について、承認される方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

全員賛成ですので、議案第84号受付番号1番については、承認することに決定いたしましたので町長に意見を送付します。

次に議案第85号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。事務局より説明を求めます。

事務局長： 町長より農用地利用集積計画の決定を求められておりますので、説明致します。  
(34ページ 議案第85号の議案書のみ読み上げ)  
35ページの総括表をご覧ください。(総括表の読み上げ)  
36ページから37ページの集積計画については、それぞれ御目通しください。  
よろしく申し上げます。

議長： はい。ありがとうございます。これより質疑に入ります。  
農業委員、推進委員問わず、ご意見、ご質問等ありませんか。

よろしいですか。

事務局： 5番の〇〇の利用権については、元々借りて耕作はしていたみたいですが利用権を結んでいないという事が〇〇の方で発覚して相談があって改めて契約としては新規になるので新規で利用権を設定させて頂いています。

確認ですが1番から4番までの作物名がモリンガとなっておりますが、〇〇さんが来て作られるのか〇〇さんが作られるのかどちらなのでしょう。〇〇さん本人が作られるのですか？

事務局長： 〇〇さんと〇〇さんとは別という認識です。〇〇さんは〇〇の方でされています。〇〇の方は潮風があたるという事で今は牧草を植えていますがその後またモリンガを植えると聞いています。

事務局： 補足ですが今回、利用権の設定にまで至った経緯は設定する者が最初あっせん申し出があり6月に順次看板を立てた所なのですが別に自分で誰か借りる人がいないかと探して頂いて〇〇さんが〇〇市で〇〇というモリンガなどを育てている会社を運営されていて〇〇の方でも既にその会社で耕作をされていて〇〇さんが自ら話をして利用権を結ぶ事になりました。今回、結んだ時の名前が個人名になっ



ていたのでもそのまま載せて頂きました。

議長：ありがとうございます、他にございませんか。  
よろしいですか。

それでは農地利用最適化推進委員の判断をいただきたいと思います。  
推進委員の皆さんにお伺いします  
議案第85号の集積計画について異議なし。とされる方は挙手をお願いいたします。

(挙手)

ありがとうございました。  
全推進委員、異議なし。でございます。  
それでは、農業委員による採決をいたします。ただ今の推進委員の挙手状況を踏まえ、  
議案第85号について、計画通り決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

全員賛成ですので、議案第85号については、計画のとおり決定いたします。

以上で、本日の議案の審議をすべて終了いたしました。  
次に、その他の件について、農業委員、推進委員、事務局からご意見があれば挙手をお願いいたします。

事務局：① その他（あっせん申し出3名）  
② 9月行事予定について

議長：それでは、以上をもちまして、令和4年8月南大隅町農業委員会定例総会を閉会いたします。

以上会議の顛末を記載し、その旨、相違なきことを証明するためにここに署名する。

南大隅町農業委員会 会長 橋口 初男

南大隅町農業委員会 委員